

射水市告示第222号

字の区域の変更及び廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の字の区域を次のとおり変更及び廃止するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、平成30年9月14日からその効力を生ずるものとする。

平成30年9月14日

射水市長 夏野元志



1 字の区域の変更に関するもの

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「黒河新」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
射水市	黒河	竹山	3403の21、3403の22、3410の2、 3432、3435、3438

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

2 字の区域の廃止に関するもの

市町村名	従前の字の区域を廃止する区域		
	大字名	字名	地番
射水市	黒河新	西山	4782の1、4783の1、4784、4786、 4787、4791、4792の3、4798の1、 4799の1の一部

上記の区域内にある市有地の全部を含む。